# 令和9年度　豊中市伊丹市クリーンランド電力調達（単価）及び余剰電力売却（単価）質疑回答

| 質問 | 回答 |
|---|---|
| **1　仕様書・契約書（案）全体に関わる内容について** | |
| 契約時において、燃料費等調整額について、燃料費等調整額を請求しない料金メニュー等での対応は可能でしょうか。 | ■両市共通<br>燃料費調整額、市場価格調整額の無い料金メニュー（旧一般電気事業者の基本料金と電力量料金のみで構成＝固定（燃調無し））を想定しているとして回答します。本事業の電気料金は本地域の旧一般電気事業者が定める電気供給条件を前提としているため不可となります。 |
| 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。 | ■両市共通<br>契約期間中においてご指摘の工事は予定していません。 |
| 【設備工事について】<br>契約期間内に設備工事の予定はありますか。<br>設備工事費が受注者負担の工事がある場合、内容と金額をお教えください。 | ■両市共通<br>前項のとおり。 |
| 契約書の内容については落札後、加筆・修正等の協議は可能でしょうか。 | ■両市共通<br>協議可能です。 |
| 全施設スマートメータは設置されていらっしゃいますでしょうか。 | ■両市共通<br>設置済みです。 |
| 保証金の納付及び契約後の毎月のお支払いにつきまして、納付書を請求書でご対応いただく事は可能でしょうか。 | ■伊丹市<br>伊丹市契約に関する規則第25条第8号の規定により、契約保証金は免除を予定しております。また、伊丹市は口座自動振替のため納付書は不要です。<br><br>■豊中市<br>契約保証金の支払いは、原則納付書でのお支払いをお願いしております。 |
| 【契約保証金について】<br>豊中市財務規則第110 条第3 項により免除を希望する場合、契約書の写しで全額免除が認められ、全額免除可否について通知いただけますか。また、全額免除のご判断はいつになりますでしょうか。契約書の写しで免除が認められない場合、必要書類についてご教示ください。 | ■伊丹市<br>伊丹市契約に関する規則第25条第8号の規定により、契約保証金は免除を予定しております。<br><br>■豊中市<br>契約保証金免除申込書を提出いただき、種類をほぼ同じくする契約であり過去2年の間に履行した同規模以上の契約実績となる契約書(写)又は履行証明書を2件分提出ください。その際、上記内容が確認できない場合は、追加資料をご提出いただく場合がございます。免除の可否については、契約締結までにお知らせします。 |
| 【伊丹市及び豊中市への供給について】<br>「供給の申入れがあった際は、両市が公表している条件で供給すること」とされておりますが、公表されている条件以外で確認事項がある場合は、申入れ（見積依頼）があった時点で確認または協議となるのでしょうか。もしくは、入札前に確認を行う必要がございますでしょうか。<br>また供給については現時点では決定事項ではなく、伊丹市及び豊中市から申し入れがあり、尚且つ見積書の提出後に採用された場合に供給が確定するという理解でよろしいでしょうか。 | ■両市共通<br>公表されている条件以外で確認事項がある場合は、本質疑での対応となります。<br>なお、供給についてはお見込みのとおりです。 |
| 【途中解約について】<br>仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。 | ■両市共通<br>問題ありません。 |
| 契約保証金が必要となる場合は金額をご教示いただけますでしょうか。また履行実績等を提出することでそれらを免除いただくことは可能でしょうか。 | ■伊丹市<br>伊丹市契約に関する規則第25条第8号の規定により、契約保証金は免除を予定しております。<br><br>■豊中市<br>契約金額（税込予定総額）の5%以上を契約保証金として設定いたします。ただし豊中市財務規則110条第3号の規定により契約保証金の免除が可能です。 |

| | 質問 | 回答 |
|---|---|---|
| **2** | **契約電力について** | |
| | 現在の契約電力をご教示いただけないでしょうか。 | ■伊丹市<br>【別紙】供給施設一覧及び見積内訳書（様式）のシート「供給施設一覧」Ｒ列「予定契約電力」に記載のとおりです。<br><br>■豊中市<br>「別紙　供給施設情報」のR列「予定契約電力」に記載のとおりです。 |
| | 【契約電力について】<br>現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。また現在の契約電力が500kW 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。（頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。） | ■両市共通<br>現在の契約電力は仕様書に記載のとおりです。根拠資料としては直近12か月分のデマンドデータも公表しておりますので、ご確認ください。 |
| | 【計量日について】<br>現在の計量日をご教示ください。 | ■両市共通<br>現在の計量日は仕様書に記載のとおりです。 |
| **3** | **託送料金・燃料費等調整額等について** | |
| | 契約単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれております。託送料金等の改定が行われた際、本契約における電気料金の見直し（単価変更）が行われることをご了承ください。 | ■両市共通<br>本地域の一般送配電事業者が設定する託送料金に関する制度変更があった場合、契約変更は可能です。 |
| | 契約期間中に当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む。)による料金制度や各種算定条件等の見直しが行われた場合には、その内容を反映した料金条件への変更について協議をお願いする可能性がございます。その際にはご協議に応じ頂くことは可能でしょうか。 | ■両市共通<br>本地域の一般送配電事業者が設定する託送料金に関する制度変更があった場合、契約変更は可能です。 |
| | 契約時において、燃料費等調整額の算定については、入札時点で適用されている旧一般電気事業者の約款に基づく算定諸元（基準燃料価格、基準市場価格、算定式等）を契約期間中、継続して適用する対応で問題ございませんでしょうか。 | ■両市共通<br>燃料費調整額及び市場価格調整額の算定諸元は、両市の供給希望表明時点（2026年11月6日）において、本地域の旧一般電気事業者が公表する最新の電気供給条件を適用いたします。 |
| | 上記の対応が難しい場合、契約期間中に旧一般電気事業者の燃料費等調整額の算定諸元が変更された際には、弊社システム対応の関係上、変更後の諸元の適用方法等について、別途協議させていただくことは可能でしょうか。 | ■両市共通<br>前項のとおり。 |
| | 【燃料費（等）調整単価について】<br>契約期間中は、みなし小売電気事業者の入札時に公表している最新の約款の算定方法に基づく単価を適用させていただいていただきますが、問題ございませんでしょうか。 | ■両市共通<br>前項のとおり。 |
| | 【契約後の協議について】<br>当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。 | ■両市共通<br>本地域の一般送配電事業者が設定する託送料金に関する制度変更があった場合、契約変更は可能です。 |
| | 【託送料金変更時の取扱いについて】<br>本件の入札価格は、入札日時点で適用される一般送配電事業者の託送供給等約款に定める料金および適用条件を前提に算定するものと認識しております。この算定前提を踏まえ、契約期間中に同約款または託送料金単価が変更された場合は、その変更に伴う託送料金相当額の増減を、適用日以降の契約単価に反映するものと理解してよろしいでしょうか。 | ■両市共通<br>本地域の一般送配電事業者が設定する託送料金に関する制度変更があった場合、契約変更は可能です。 |

| | 質問 | 回答 |
|---|---|---|
| **4** | **今年度の電力供給会社について** | |
| | SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。 | ■伊丹市<br>SW申請に必要な情報は契約調整時に提供いたします。<br><br>■豊中市<br>市HP上の随意契約理由の公表にて公開しております。 |
| | 【現契約について】<br>現在の契約者および契約単価（税込）をご教示いただけますでしょうか。 | ■伊丹市<br>現在の契約者は契約調整時に提供いたします。また、契約単価は必要に応じて提供いたします。<br><br>■豊中市<br>市HP上の随意契約理由の公表にて公開しております。 |
| | 【電力供給会社について】<br>現在の電力供給会社をご教示ください。 | ■伊丹市<br>契約調整時に提供いたします。<br><br>■豊中市<br>市HP上の随意契約理由の公表にて公開しております。 |
| **5** | **請求書発行等について** | |
| | 弊社は１施設１枚の請求書作成となり、分割請求は対応不可となっております。<br>なお、分割支払いに関しましては、事前に内訳をお知らせしていただくことで対応可能となります。<br>ご了承いただけますか。[例：庁舎　○,○○○円　業者Ａ　○,○○○円　業者Ｂ　○,○○○円] | ■両市共通<br>問題ありません。 |
| | 弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。<br>お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くことになりますが、ご了承いただけますでしょうか。<br>また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願いします。 | ■両市共通<br>問題ありません。 |
| | 弊社請求書様式として燃料費調整単価と市場価格調整単価は合算され燃料費等調整単価として表示されますのでご了承いただけますか。 | ■両市共通<br>問題ありません。 |
| | 【請求書の送付方法について】<br>郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEB ページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。 | ■両市共通<br>問題ありません。 |
| | 【料金の請求について】<br>弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。 | ■両市共通<br>問題ありません。 |